

清瀬市民センターの再整備について
基本的な考え方
(中間報告)

平成19年8月

清瀬市民センター再整備検討委員会

はじめに

清瀬市民センター再整備検討委員会は、開館後30年以上を経過し施設の老朽化が進んだ清瀬市民センターの再整備について検討するため、市民委員10名により構成され、平成19年6月に設立されました。

清瀬市民センターの再整備については、検討委員会に先立ち、平成18年度に市職員によるプロジェクトチームが設置され、清瀬市民センターの現状把握、問題点の調査、アンケートによる利用者の意向調査、建築基準法等の法的制限や建築手法、事業手法の研究など、様々な角度から検討が行われ報告書にまとめられました。

検討委員会では、その報告書を参考資料としながら、市民(利用者)の視点、芸術・文化・設計等専門家の視点など、委員個々の視点から意見を出し合い検討を進め、中間報告として「清瀬市民センターの再整備について基本的な考え方」をまとめました。

この中間報告について、パブリックコメントを行い、広く市民の皆さんからご意見をいただいた後、検討委員会として答申をまとめたいと考えています。

1. 基本的な考え方

清瀬市民センターは、市内で唯一のプロセニウム形式のホール（客席からみて舞台を額縁のように区切る形態）を有し、様々な文化に触れる機会の提供や活動の場として重要な役割を担っているが、近年、施設の老朽化とともに、その役割を十分に果たすことができない状況となっている。

一方、市は、市の将来像を「羽ばたけ未来へ みどり豊かな文化都市」とし、市民が心豊かにいきがいが持てるまちづくりを進めており、そのためには、その役割を十分に果たせる市の中核的施設として、清瀬市民センターの再整備は喫緊の課題である。

検討委員会では、清瀬市民センターの再整備にあたって、「よい楽器は演奏者を育てる」と言われるように、「よいホールは市民文化を育てる」ことに繋がるとの思いから、清瀬市民センターが目で見えて、耳で聞いて、肌で感じるができるグレードアップを図り、市民が誇れる施設となるよう、再整備の基本的な考え方を次のとおりまとめた。

（1）再整備の方法は現在の施設の大規模改修とする

清瀬市民センターは清瀬駅から約300mの好立地にあること、建物は改修により耐用年数を延ばすことが可能と判断されたこと、また、建築基準法などの法的制限により建替えによる効果が小さいことなどから、再整備の方法は現在の施設の大規模改修とする。

（2）再整備の最優先課題はホールの性能を可能な限り高めることとする

清瀬市民センターには、市内で唯一のプロセニウム形式のホールがあり、それが施設の一番の特徴である。また、市職員のプロジェクトチームが行った「清瀬市民センター再整備に関するアンケート」でも、再整備にあたってはホールの充実、そのなかでも音響性能の充実を望む声が多かったことから、再整備の最優先課題はホールの性能を可能な限り高めることとする。

2. 再整備のポイント

- ✓ だれもが快適に利用できるユニバーサルデザインを目指すとともに、市のシンボリックな施設として市民が誇りの持てる再整備とする。
- ✓ ホールの客席は、客席の1人当たり占有面積を拡大するとともに500席程度を確保する。
- ✓ 現在の駐車場をいかしながら、北側に一部増築し、楽屋と舞台倉庫の充実を図る。
- ✓ 再整備にあたっては、環境への負荷が少なくなるよう、省エネルギー、省資源に配慮する。

3. 導入する機能等

施設の機能を整理し、再整備後に導入する機能等を次のとおりとする。

(1) グレードを高めたホール機能

- ・ ホールの客席数は、500席程度を確保する。
- ・ クラシック音楽会にも十分対応できるよう可能な限り音響性能の向上を図る。
- ・ 従来と同様に多目的な催し物に対応できるよう基本的な舞台装置の整備を図る。
- ・ 舞台面積を広くする手法を検討する。
- ・ 客席に入る扉を二重にし、遮音性能を高める。
- ・ 座席や座席間の幅の拡張など客席空間の向上を図る。
- ・ ホールとそれ以外の施設への来館者の動線に配慮し、ホールでのイベント開催時にはロビーとホワイエ()の区別を明確にする工夫が必要である。
- ・ 出演者も快適に過ごせるよう楽屋機能の充実を図る。

(2) 市の中心的施設としての集会機能(文化・生涯学習機能)

- ・ 清瀬市民センターの開館後、生涯学習センターや消費生活センター、児童センターなど、比較的近い地域に新しい施設ができたことから、そうした施設が有する機能との重複を見直し、実習講座室(調理室)及び第4集会室の茶室機能は代替施設があること等から廃止する。
- ・ 会議室、集会室については、遮音性能を高めるなど、多様な文化・生涯学習活動に対応できる空間の確保を図る。
- ・ 施設を定期的に利用する団体の備品を収納できる貸倉庫を設置する。

ホワイエ：ホールなどの入口から観客室に至る広い通路空間で、幕間の休憩や歓談、社交の場として使われる。

(3) 図書館・高齢者施設

- ・ 元町図書館は、児童図書館として清瀬市民センター内という立地条件のなかで残すべきと考え、子育て支援機能や親子で過ごせる空間の確保等可能な限り充実を図る。
- ・ 現在、利用登録が必要な特定施設（生活実習室・高齢者用集会室）については、一般の会議室や集会室の運用のなかで特定施設として稼働していくことが望ましい。
- ・ 高齢者用浴室は、費用対効果が小さいこと等から他施策を検討するなかで廃止する。

(4) 市民交流のできるコミュニティ機能

- ・ ホールをはじめ、会議室、集会室、図書館など複合的な機能を持つ施設として、また、駅の近くに位置する市のシンボリックな施設として、エントランスロビーを最大限に確保し、カフェスペースを設けるなど、多くの市民が集い交流できる機能の充実を図る。
- ・ 文化の情報発信拠点として、様々な情報を発信、提供するとともに、それぞれの活動をつなぐコンシェルジュ()的な役割が果たせる機能を設置する。

(5) 災害に備える防災拠点機能

- ・ 不特定多数の人が集まる施設として、安全性に充分配慮する。
- ・ 災害発生時の避難場所として十分な機能が果たせるように耐震性能を高めるなど防災機能の充実を図る。

(6) 駐車場・駐輪場

- ・ 駐車場については、現在の敷地内では来客者用の駐車場を確保することが困難なこと、また、200m弱の場所にクリア市営駐車場があることから、敷地内は管理用駐車場として現在と同規模の駐車スペースを確保し、来客者用駐車場はクリア市営駐車場を利用することが望ましいと考える。再整備後は、クリア市営駐車場の案内をパンフレット等で周知徹底するとともに、駐車場入口の位置・形状等、利用者に誤解を与えないようにする必要がある。
- ・ 駐輪場については、来客者用として現在と同程度を確保する。設置については、置きやすさや整理しやすさを十分に考慮して、場所や形態を考える必要がある。
- ・ ホール用機材の搬出入のため大型トラック等の導入経路を確保する。

コンシェルジュ：ホテルなどの世話係のこと。

(7) 面積比較

室名	現有面積(m ²)	計画面積(m ²)
ホール	1,161	約1,750
会議室・集会室等	588	約520
図書館・児童室	153	約260
事務室ほか共用部	1,627	約1,380
合計	3,529	約3,910 (約380m ² 増床)

4. 管理運営

(1) 管理運営体制

公の施設の管理運営については、平成15年9月に地方自治法が改正され指定管理者制度が創設された。現在の清瀬市民センターもこの制度を導入し、指定管理者により管理運営が行われている。

再整備後についても、指定管理者制度により管理運営を行うことが望ましいと考えるが、再整備により民間事業者の参入も可能となると思われることから、公募による指定管理者の選定を検討する必要がある。

(2) 柔軟性のある運営

指定管理者制度の導入により、指定管理者は条例や規則の範囲内でより柔軟な運営が可能となる。市は、指定管理者制度がより効果的に機能するよう、条例や規則を整備する必要がある。

再整備後は、より柔軟性のある運営が可能となるよう、開館日や開館時間、貸出時間帯、使用料等の見直しを行う必要がある。